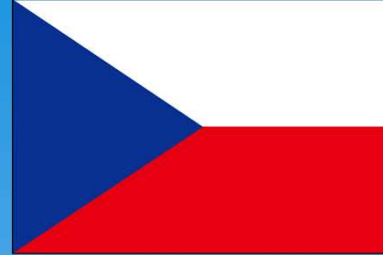
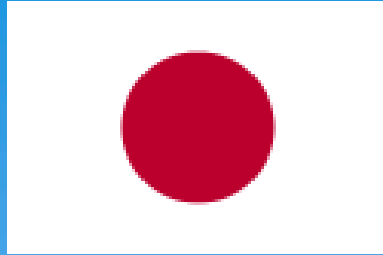


「日・チェコ社会保障協定改正議定書に関する実務説明会」
2018年7月3日(火) 於: 在チェコ日本国大使館広報文化センター



日・チェコ社会保障協定 改正議定書に関する説明会

厚生労働省年金局国際年金課
日本年金機構事業企画部国際事業グループ

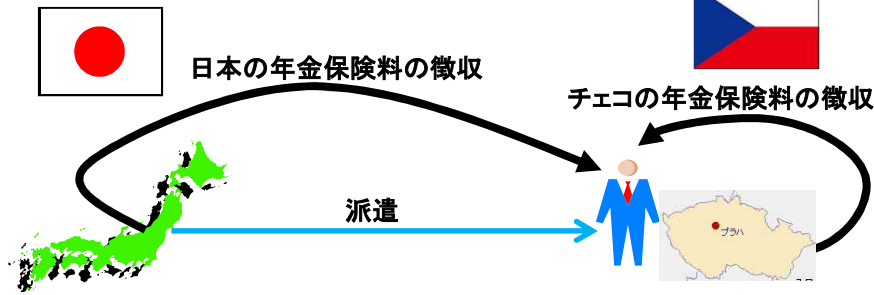
この説明会資料は、2018年7月1日時点の情報に基づき作成しています。
最新の情報は、日本年金機構HP等でご確認をお願いいたします。

社会保障協定とは

- 社会保障協定の目的・・・国際間の人的移動の活発化に伴う年金等に係る課題の解決
⇒ 年金については、年金保険料の二重負担、年金受給資格の確保が課題となっている。

年金保険料の二重負担の課題

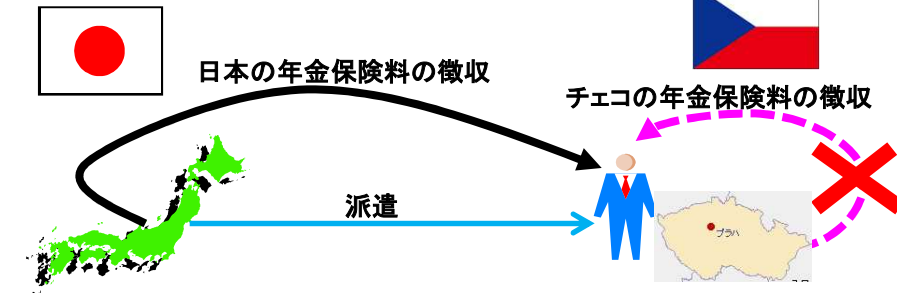
○ 協定発効前



⇒ 日本の年金保険料とチェコの年金保険料の両方を払うことが必要。

適用法令の調整

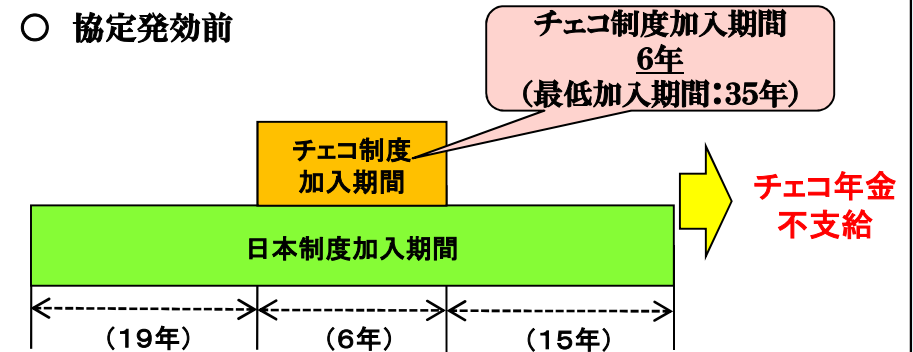
○ 協定発効後



⇒ 短期の派遣（5年以内）の場合は、日本の制度にのみ加入し、チェコ制度への加入義務免除（原則は就労国でのみ加入）。

年金受給資格の確保の課題

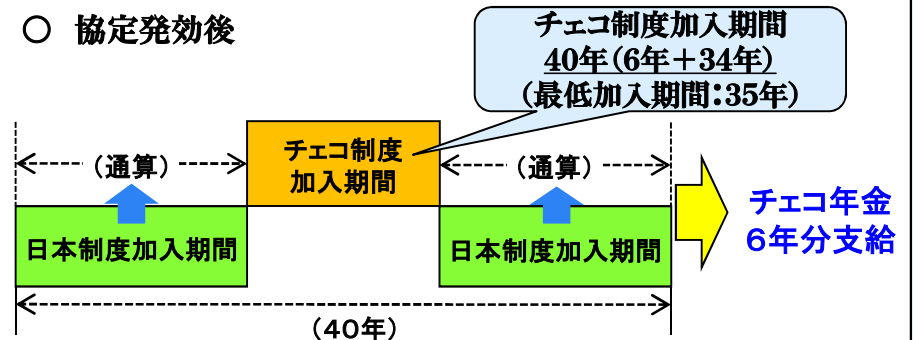
○ 協定発効前



⇒ チェコ制度加入期間のみでは、チェコ年金の最低加入期間を満たさないため、チェコ年金は受給できない。

加入期間の通算

○ 協定発効後

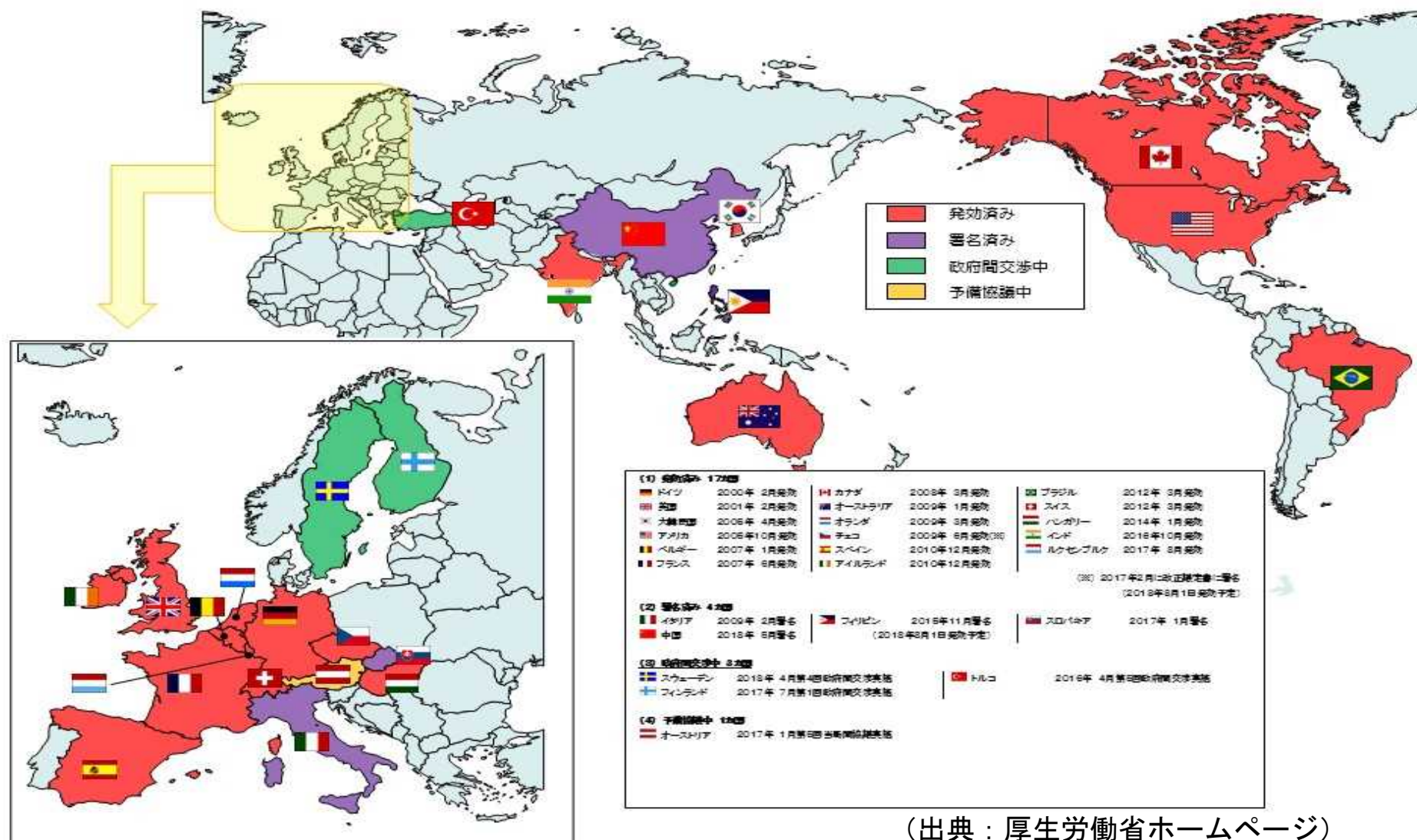


⇒ 日本制度にのみ加入していた期間（34年）が通算されることで、チェコ年金の最低加入期間を満たすため、チェコ年金を受給できる（ただし、受給額は6年分（日本の年金は34年分））。

社会保障協定の締結状況(2018年5月25日現在)

社会保障協定の締結状況

2018年5月25日現在



(出典：厚生労働省ホームページ)

社会保障協定の締結状況(再掲) (2018年5月25日現在)

(1) 発効済み 17カ国

 ドイツ	2000年 2月発効
 英国	2001年 2月発効
 大韓民国	2005年 4月発効
 アメリカ	2005年10月発効
 ベルギー	2007年 1月発効
 フランス	2007年 6月発効

 カナダ	2008年 3月発効
 オーストラリア	2009年 1月発効
 オランダ	2009年 3月発効
 チェコ	2009年 6月発効(※)
 スペイン	2010年12月発効
 アイルランド	2010年12月発効

 ブラジル	2012年 3月発効
 スイス	2012年 3月発効
 ハンガリー	2014年 1月発効
 インド	2016年10月発効
 ルクセンブルク	2017年 8月発効

(※) 2017年2月に改正議定書に署名
(2018年8月1日発効予定)

(2) 署名済み 4カ国

 イタリア	2009年 2月署名
 中国	2018年 5月署名

 フィリピン	2015年11月署名 (2018年8月1日発効予定)
---	-------------------------------

 スロバキア	2017年 1月署名
---	------------

(3) 政府間交渉中 3カ国

 スウェーデン	2018年 4月第4回政府間交渉実施
 フィンランド	2017年 7月第1回政府間交渉実施

 トルコ	2016年 4月第5回政府間交渉実施
---	--------------------

(4) 予備協議中 1カ国

 オーストリア	2017年 1月第5回当局間協議実施
--	--------------------

(出典：厚生労働省ホームページ)

日・チェコ社会保障協定について

3つのポイント

- ① 二重負担の解消
- ② 保険期間の通算
- ③ 申請書の代理受理

日・チェコ社会保障協定のポイント①

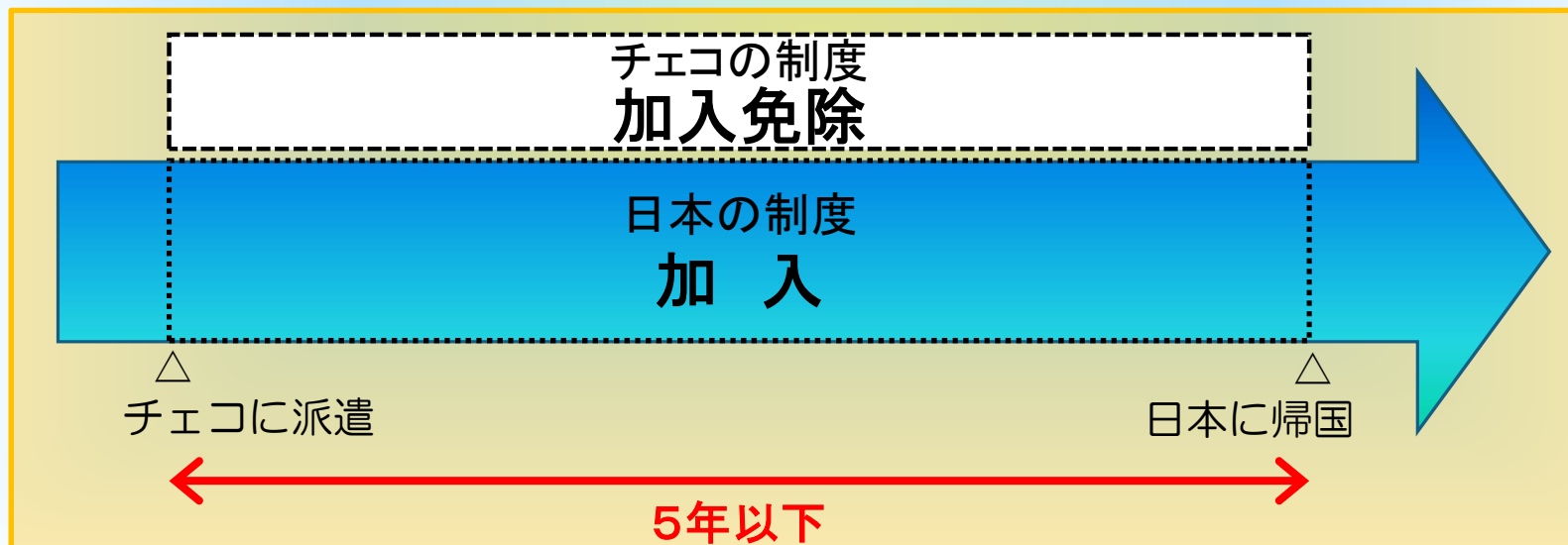
～二重負担の解消～

日チェコ協定における適用調整のルール

＜他の社会保障協定と共通のルール＞

- 派遣先国の制度（日本からの派遣の場合にはチェコの制度）のみに加入することが原則となります。
 - **一定条件**（派遣期間が5年を超えない等）を満たす場合には**例外的に派遣元国の制度のみへの加入が可能**となります。

《5年を超えないと見込まれる派遣の場合》



日・チェコ社会保障協定のポイント② ～保険期間の通算～

保険期間の通算

- 年金の受給資格要件を満たすために、相手国の年金保険期間を算入することができます。

具体的には、

- ◆ 日本の老齢年金では、10年の年金保険期間が必要ですが、日本の期間だけでは10年を満たさない場合、日本の期間と重複しない限りにおいてチェコの年金保険期間を足し合わせて計算することができます。
- ◆ チェコにおける老齢給付では、受給に必要な年金保険期間が段階的に引き上げられ、2018年以降は35年の年金保険期間が必要ですが、チェコの期間だけでは35年を満たさない場合、チェコの期間と重複しない限りにおいて日本の年金保険期間を足し合わせて計算することができます。

日・チェコ社会保障協定のポイント②

～保険期間の通算～

■ 老齢年金について(ケーススタディ)

日本の年金保険期間
5年

チェコの年金保険期間
27年

日本の年金保険期間
4年

仮に協定に基づく通算がないと

◆ 日本(老齢年金)

受給資格要件: **10年**以上の年金保険期間
9年 < **10年** → 不支給

◆ チェコ(老齢年金)

受給資格要件: 35年以上の年金保険期間
27年 < 35年 → 不支給

協定に基づく通算の結果

◆ 日本(老齢年金)

9年 + 27年 = 36年 > 10年 → 支給

- ただし、日本の年金給付額は日本の年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は9年分)

◆ チェコ(老齢年金)

9年 + 27年 = 36年 > 35年 → 支給

- ただし、チェコの年金給付額はチェコの年金保険料を支払った期間に基づいて計算されます。(上記の場合は27年分)

日・チェコ社会保障協定のポイント③ ～申請書の代理受理～

協定発効後

- 日本の年金担当窓口で、チェコ年金の申請が可能です。
- チェコの年金担当窓口で、日本年金の申請が可能です。

日本で申請が可能なチェコ年金は次のとおりです。

老齢給付
障害給付
遺族給付

日・チェコ社会保障協定 改正議定書について

発効日

2018年8月1日

改正議定書とは

日・チェコ社会保障協定（2009年6月1日発効）
の一部を改正するもの。

2017年2月 改正議定書署名

2018年5月 改正議定書発効のための外交上の公文を交換

改正議定書署名までの経緯

○日・チェコ社会保障協定の発効後、日本からの一時派遣被用者がチェコの現地法人と雇用契約を締結する場合にチェコの社会保険料の免除が認められない事案が発生。

○チェコ側との度重なる協議・交渉の結果、一時派遣被用者に係る現行協定上の規定を改正し、現地法人と雇用契約を締結している者であって、協定第7条1に該当する者を具体的に規定することでチェコ側と合意し、2017年2月1日改正議定書に署名。

※改正議定書では被用者年金一元化法等の日本側における年金制度改正を踏まえた文言の修正を併せて行っている。

改正議定書のポイント(協定7条1の改正)

これまで

日本の制度に加入し、かつ、日本国内に事業所を有する雇用者に雇用されている被用者が、チェコ国内で就労するために派遣される場合には、派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、日本の法令のみを適用する。



改正議定書発効後

日本の制度に加入し、かつ、日本国内に事業所を有する雇用者に雇用されている被用者が、チェコ国内で就労するために派遣され、かつ、次のいずれかに該当する場合には、派遣期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、日本の法令のみを適用する。

(a) チェコ国内で雇用契約を締結していない場合

(b) チェコ国内に事業所を有する雇用者と雇用契約を締結しているが、日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合

※「日本国内に事業所を有する雇用者の指揮の下にある」とは、派遣元である日本の事業主が派遣された従業員の人事管理などの措置を講じる権限を有する状態であることを指します。

※いずれの場合も日本からチェコに派遣される場合に置き換えて記載しています。

改正議定書のポイント(適用証明書の交付)

改正議定書発効前

《チェコ現地法人と雇用契約なし》

チェコ側への協議を要することなく適用証明書を交付。
(協定第7条1に該当)

《チェコ現地法人と雇用契約あり》

チェコ側に対し協定第10条に基づく協議を行い、
認められた場合に限り
適用証明書を交付。

改正議定書発効以後

《協定第7条1(a)に該当》

《協定第7条1(b)に該当》

いずれの場合もチェコ側への協議を要することなく、
適用証明書の交付が可能。

※適用証明書上の根拠規定の記載はどちらも「第7条1」となります。

改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合の 原則的な取り扱い(チェコ側との合意事項)

1. 改正議定書の発効前に交付された適用証明書は、記載された期間中引き続き有効である。
2. 改正議定書の発効前からチェコに派遣されている者の派遣期間は、派遣の開始日に始まったものと見なす。
3. 改正議定書の発効前からチェコに派遣され、改正議定書発効後の協定第7条1(b)に該当する者に対しては、チェコでの派遣期間が5年を超えないことを条件に改正議定書が発効した後に残っている期間について適用証明書の交付が可能である。
4. 3は、協定10条に基づく個別協議において、チェコ法令の免除についてチェコ実施機関の同意が得られなかった者も同様である。

《事例1》改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合 ～適用証明書(協定第7条1)の交付を受けている方～

適用証明書の取扱い

- 適用証明書は改正議定書発効後も引き続き有効です。
- 適用証明書に記載された期間は引き続きチェコ法令の適用が免除されます。
- 適用証明書はチェコの法令が免除となる証拠書類となりますので、派遣期間中所持してください。

一時派遣期間の延長

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、協定第7条2に基づき個別に両国間で協議し、合意した場合に認められます。

《事例2》改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合 ～チェコの現地法人と雇用契約を締結することからチェコ側に協議を行った 結果認められ、適用証明書(協定第10条)の交付を受けた方～

適用証明書の取扱い

- 適用証明書は改正議定書発効後も引き続き有効です。
- 適用証明書に記載された期間は引き続きチェコ法令の適用が免除されます。
- 適用証明書はチェコの法令が免除となる証拠書類となりますので、派遣期間中所持してください。

一時派遣期間の延長

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、協定第10条に基づき個別に両国間で協議し、合意した場合に認められます。

《事例3》改正議定書発効前からチェコに派遣されている場合 ～チェコの現地法人と雇用契約を締結することから、チェコ側に協定第10条に 基づく協議を行ったが認められなかった方又は現在協議中の方～

改正議定書発効後の取扱い

- 派遣元の雇用主の指揮の下にある状態であれば、改正議定書発効後に協定第7条1(b)に基づきチェコの法令が免除となります。

改正議定書発効後の手続き

- 改正後の協定第7条1(b)に該当する場合は、年金事務所で適用証明書の交付申請を行ってください。チェコ側への協議を要せず交付が可能です。
 - 交付される適用証明書の期間は“改正議定書発効日”からとなります（ただし、チェコへの派遣が開始した日から5年を超えることはできません）。
 - 〔例：議定書発効時に派遣から2年経過している場合、残り3年の期間について協定第7条1を根拠とする旨の適用証明書の交付が可能〕
 - 適用証明書が発給された後、チェコ社会保障局(CSSZ)に対してチェコ制度からの脱退手続きを行って下さい。その際には、発給された適用証明書を提示して下さい。
- ※改正議定書発効前の期間（2018年7月31日以前の期間）については、協定第10条に基づく協議の結果、合意がなされた場合に適用証明書が発給されます。

《事例4》改正議定書発効後にチェコに派遣される場合

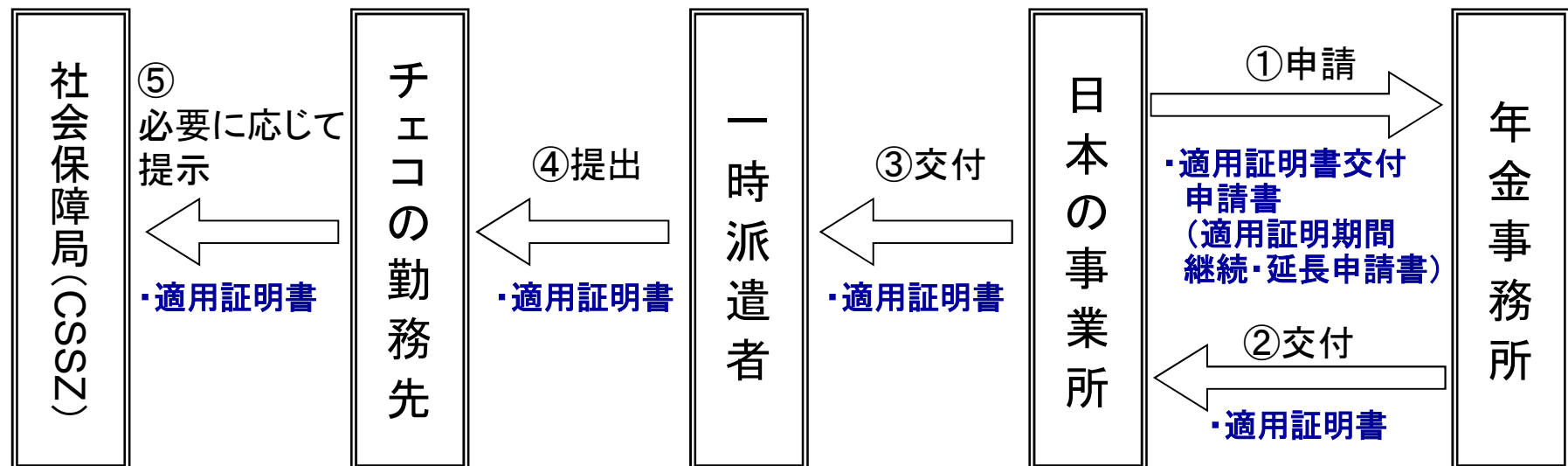
適用証明書の交付申請について

- チェコの現地法人と雇用契約を締結する場合でも、派遣者が派遣元雇用主の指揮下であれば、協定第7条1(b)に該当することから、チェコ側への協議を要することなく、適用証明書の交付が可能です。
- チェコへの派遣前に適用証明書の交付を受けてください。

日・チェコ社会保障協定の手続き ～適用証明書～ (日本からチェコへの一時派遣)

- ・チェコ社会保障制度の適用免除を受けるには、原則的に派遣前に日本において「**適用証明書**」の発給を受ける必要があります。
- ・手続きは、既にチェコに派遣されており改正議定書発効後に適用証明書の発給を受ける方も同様です。

■ 適用証明書の交付及び適用免除にかかる手続き



日・チェコ社会保障協定の手続き ～適用証明書～ (日本からチェコへの一時派遣)

適用証明書交付申請書

※
日本年金機構
のホームページ
から入手可能

様式コード 2 2 4 3 0 1 0 3 2 4 3 4 届書コード 2 4 3		日・チェコ社会保障協定 厚生年金保険 健康保険 適用証明書交付申請書	
① 事業所の記号		② 被保険者整理番号	③ 生年月日 □ 5. 昭和 年 月 日 □ 7. 平成 年 月 日
④ 被保険者氏名		⑤ 性別 □ 1. 男 □ 2. 女	⑥ 日本国における被保険者住所
⑦ 就労の形態		⑧ 協定相手国 (チェコ) 0 1 0	
☐ 9.0. 日本の事業所からチェコ共和国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、次のいずれかに該当する場合 ・日本の事業主との間にのみ雇用契約を締結している。(協定第7条1(a)該当) ・日本の事業所及びチェコ共和国の事業所の両方と雇用契約を締結しているが、日本の事業所の指揮下にある。 (2018年9月1日以降に限る) (協定第7条1(b)該当) ☐ 9.0. 被用者としてチェコ船舶の海上航行船舶において就労する場合(事業主の所在する国が日本である) (協定第8条該当) ☐ 9.0. 自営業者としてチェコ船舶の海上航行船舶において就労する場合(通常居住する国が日本である) (協定第8条該当) ☐ 9.3. 上記以外でチェコ共和国内の事業所で就労するが、チェコ共和国の制度が適用されることにより不利益を被る (協定第10条該当) *「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			
⑩ 就労の開始予定年月日 (西暦) 年 月 日		⑪ 就労の終了予定年月日 (西暦) 年 月 日	
⑫ チェコ共和国における事業所の登録番号および名称 事業所登録番号 事業所の名称(カナ) 事業所の名称(英数字)			
⑬ チェコ共和国における事業所の所在地 (カナ) (英数字)			
⑭ 適用証明書要否 ※ 0. 要 1. 否		⑮ 被保険者氏名(ローマ字) 姓 名	
備考			
裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。			
事業所の所在地及び名称 (所在地) (名称) (事業主氏名) (電話) ()-()-()		社会保険労務士記載欄 氏名 第 ⑯ 平成 年 月 日提出	

日・チェコ社会保障協定の手続き ～適用証明書～ (日本からチェコへの一時派遣)

■ 適用証明書(日本側交付分)

(表)

社会保険に関する日本国とチェコ共和国との間の協定 SMLOUVA MEZI JAPONSKEM A ČESKOU REPUBLIKOU O SOCIÁLNÍM ZABEZPEČENÍ		J/CZ 101
チェコ共和国で就労する被用者／自営業者のための日本国公的年金及び公的医療保険各法の適用に関する証明書 POTVRZENÍ O PŘÍSLUŠNOSTI K PRÁVNÍM PŘEDPISŮM TÝKAJÍCÍ SE JAPONSKÉHO VEŘEJNÉHO DŮCHODOVÉHO SYSTÉMU PRO OSOBY PRACUJÍCÍ V ČESKÉ REPUBLICE		
・ 協定第7条1、2、4、5、8条、9条2及び第10条 / Články 7.1, 7.2, 7.4, 7.5, 8, 9.2 a 10 Smlouvy ・ 行政決め第3条 / Článek 3 Správního ujednání		
1	☐ 被用者 / Zaměstnanec ☐ 自営業者 / Osoba samostatně výdělečně činná	
氏 / Příjmení 名 / Jméno 生年月日 / Datum narození (ローマ字 / v latince) 年/月/日		
日本国における住所 / Adresa trvalého bydliště		
基礎年金番号 / Číslo základního důchodového pojištění		
2	日本国における事業所 / Místo výkonu práce v Japonsku	
事業所名 / Název firmy		
所在地 / Adresa		
3	チェコ共和国における事業所 / Místo výkonu práce v České republice	
事業所識別番号及び事業所名 / Identifikační číslo a název firmy		
所在地 / Adresa		
4	証明 / Potvrzení	
上記1にあげられた者は、次の協定条文に該当するため、以下の期間、日本の公的年金制度及び日本の公的医療保険制度(協定2条2)について法の適用を受ける。／ Na osobu uvedenou v bodě 1 se vztahují právní předpisy japonského veřejného důchodového pojištění a japonského veřejného zdravotního pojištění (Článek 2, 2 Smlouvy), a to v souladu s níže uvedeným článkem Smlouvy.		
該当条文 / Článek		
期 間 / Doba		
年/R 月/M 日/D ~ 年/R 月/M 日/D		
5	連絡機関 / Instituce, která formulář vyplnila	
名 称 / Název 印 / Razítko		
所 在 地 / Adresa		
年 月 日 / Datum 年/R 月/M 日/D		

(裏)

(該 当 者 記 入 欄 / Následující kolonky vyplní dotyčná osoba)
以下の事項について、該当するものがある場合に記入してください。 Pokud připadá v úvahu, vyplňte, prosím následující:
旧姓 / Rodné příjmení: (ローマ字 / v latince):
その他過去の名 / všechna další příjmení: (ローマ字 / v latince):
チェコ共和国における出生番号 Rodné číslo v České republice:
(注 意 事 項 / Poznámky)
1. この証明書は、あなたが日本の公的年金制度及び公的医療保険制度に継続して適用されていることを証明するものです。 この証明書は、証明期間中、協定に規定されるチェコ共和国の社会保障制度の適用が免除される根拠となりますので、大切に保管してください。 Tímto dokumentem se potvrzuje, že podléháte právním předpisům japonského veřejného důchodového a zdravotního pojištění. Tento dokument dokládá, že jste vyňat z povinného pojištění v České republice. Tento formulář si ponechejte po celou dobu práce v České republice.
2. 派遣先のチェコ共和国の事業所へ証明書の写しを提出してください。チェコ共和国の当局から証明書の提示を求められたときは、提示してください。 Předložte, prosím, kopii tohoto potvrzení přijímající organizaci v místě výkonu výdělečné činnosti v České republice. Budete-li vyzván/a, předložte, prosím, toto potvrzení kompetentní instituci v České republice.
3. この証明書を紛失またはき損したとき、もしくは記載内容に変更が生じたときは、直ちに、この証明書の交付申請をした年金事務所に再交付の申請をしてください。 V případě ztráty nebo zničení tohoto potvrzení nebo v případě změny rozhodných skutečností požádejte, prosím o vydání nového potvrzení.
4. この証明書の証明期間が、不測の事情により延長となるときは、証明期間が終了する前に、この証明書の交付申請をした年金事務所に相談ください。 Bude nutné prodloužit dobu uvedenou v tomto potvrzení, obraťte se, prosím, na instituci, která toto potvrzení vydala.

日・チェコ社会保障協定の手続き ～適用証明書～ (チェコから日本への一時派遣)

■ 適用証明書(チェコ側交付分)

(表)

CZ/J 101	
SMLOUVA MEZI ČESKOU REPUBLIKOU A JAPONSKEM O SOCIÁLNÍM ZABEZPEČENÍ 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定 POTVRZENÍ O PŘÍSLUŠNOSTI K PRÁVNÍM PŘEDPISŮM 適用法令に関する証明書	
Článek 7 – 10 Smlouvy/第7条第7-10条 Článek 3 Správního ujednání/行政協定第3条	
Styčné místo smluvního státu, jejíž právní předpisy se na pracovníka vztahují, vyplní na žádost pracovníka a jeho zaměstnavatele nebo osoby samostatně výdělečně činné formulář a předá ho žadateli. / 労働者に適用される法令を管轄する締結国の連絡機関は、当該労働者は雇用主若しくは自営業者の申請によりこの書式が作成され、申請者に対して交付する。	
1	☐ Zaměstnaný pracovník / 雇用者 ☐ Osoba samostatně výdělečně činná / 自営業者
1.1	Příjmení / 姓 Rodné a všechna další příjmení / 出生時等の旧姓
1.2	Jméno / 名
1.3	Datum narození / 生年月日(D H/M J/R 年)..... Místo narození / 出生地.....
1.4	Adresa / 住所
1.5	Číslo pojištění / 保険番号-保険番号: v Japonsku (číslo základního důchodového pojištění) / 日本 (基礎年金番号) _____ - _____ v České republice (rodné číslo) / チェコ共和国 (出生証明書番号) _____ / _____ - _____
2	Zaměstnavatel v ČR / チェコ国内での雇用主
2.1	Jméno či název firmy / 雇用主又は会社の名称.....
2.2	Adresa / 所在地
2.3	Identifikační číslo zaměstnavatele / 雇用主番号.....

(裏)

CZ/J 101	
3	Osoba uvedená v tabulce č. 1 / 表第1の号
3.1	Je vyslána na dobu od / 派遣期間 日..... do/ 至..... (D H/M J/R 年)
3.2	Jméno či název firmy v Japonsku / 日本の雇用主又は会社名称
3.3	Adresa v Japonsku / 日本における所在地
4	Potvrzení / 証明
4.1	Na pracovníka uvedeného v tabulce č. 1 se i nadále vztahují české právní předpisy / 表第1に記載の労働者は、協定の次の条に該当し、チェコ共和国の法令に適用される。 v souladu s článkem ☐ 7(1) ☐ 7(2) ☐ 7(4) ☐ 7(5) ☐ 8 ☐ 9(2) ☐ 10 Smlouvy.
4.2	Doba / 期間 Od/ 至..... do/ 至..... (D H/M J/R 年)
5	Instituce, která formulář vyplnila/ 交付機関:
5.1	Název / 名称
5.2	Adresa / 所在地
5.3	Razítko / 印
5.4	Datum / 日付 (D H/M J/R 年)
5.5	Podpis / 署名

日・チェコ社会保障協定の手続き ～派遣期間の延長～ (日本からチェコへの一時派遣)

予見できない特段の事情等による派遣期間の延長（当初派遣期間の5年を超える時）は、日本の事業主から年金事務所に対して「**適用証明期間継続・延長申請書**」を提出してください。

適用証明書(協定第7条1)を所持する方

協定第7条2に基づき個別に両国間で協議し、認められた場合に新たな適用証明書が交付されます。

適用証明書(協定第10条)を所持する方

協定第10条に基づき個別に両国間で協議し、認められた場合に新たな適用証明書が交付されます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/service/kaigaikyoju/shaho-kyotei/>

または

日本年金機構 社会保障協定

検索

- 社会保障協定の概要・手続きを説明
- 各申請書が入手可能
- 協定相手国のホームページのリンク先を掲載

- 直近の協定発効状況を掲載

The screenshot shows the Japan Pension Service website. The main navigation bar includes links for Home, Site Map, and International. Below this, there are tabs for 'Annual Report (Annual Report)', 'Application Form', and 'National Consultation Service'. The 'Social Security Agreements' section is highlighted, showing a list of countries and a table of agreements. The table lists countries like Germany, UK, France, etc., and their corresponding agreement dates. A sidebar on the left contains links for 'Social Security Agreements', 'Annual Report', and 'Application Form'. A search bar is located at the top right.

協定が有効な国	協定が有効な国
ドイツ	イギリス
韓国	アメリカ
ベルギー	フランス
カナダ	オーストラリア
オランダ	チェコ
スペイン	アイルランド
ブラジル	スイス

署名済未発効の国	署名済未発効の国
イタリア	インド
ハンガリー	

日本年金に関する問い合わせ先

- 一般的な年金相談に関するお問合せ（ねんきんダイヤル）
（日本国内からおかけになる場合には）

0570-05-1165（ナビダイヤル）
（海外からおかけになる場合等には）

+81-3-6700-1165（一般電話）

※通話料は発信者負担となります。

※受付時間等の詳細は日本年金機構のHPでご確認ください。

- 外国語（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語）の通訳サービスを利用した相談（年金事務所窓口・電話）も可能です。詳しくは日本年金機構ホームページ（www.nenkin.go.jp/international/index）をご覧ください。

チェコ年金に関する問い合わせ先

チェコ社会保障局

Česká správa sociálního zabezpečení (CSSZ)

Czech social security administration

<http://www.cssz.cz>